

群馬大学総合情報メディアセンター図書館部門利用細則

平成18. 4. 1 制定

改正 平成19. 4. 1 平成21. 12. 1

平成25. 4. 1 平成26. 4. 1

平成27. 4. 1

(趣 旨)

第1条 群馬大学総合情報メディアセンター図書館部門の中央図書館，医学図書館及び理工学図書館の利用については，群馬大学総合情報メディアセンター図書館部門利用内規（以下「利用内規」という。）に定めるもののほか，この細則の定めるところによる。

（中央図書館休館日）

第2条 利用内規第3条第2項の規定により中央図書館が休館する日は，次の各号に掲げる日とする。

(1) 入学試験の日

(2) 群馬大学学則（以下「学則」という。）第19条に定める春季休業，夏季休業，冬季休業及び学年末休業の期間（以下「休業期間」という。）中の土曜日及び日曜日

（医学図書館休館日）

第3条 利用内規第3条第2項の規定により医学図書館が休館する日は，次の各号に掲げる日とする。

(1) 学則第19条に定める夏季休業期間中の土曜日

(2) 日曜日

（理工学図書館休館日）

第4条 利用内規第3条第2項の規定により理工学図書館が休館する日は，次の各号に掲げる日とする。

(1) 入学試験の日

(2) 学則第19条に定める夏季休業期間中の土曜日

(3) 日曜日

（中央図書館開館時間）

第5条 中央図書館における開館時間は，次のとおりとする。

月曜日から金曜日まで 9時から21時まで

土曜日及び日曜日 9時から17時まで

ただし，休業期間にあつては，次のとおりとする。

月曜日から金曜日まで 9時から17時まで

2 前項の規定にかかわらず，中央図書館長が必要と認めるときは，開館時間を変更することができる。

（医学図書館開館時間）

第6条 医学図書館における開館時間は，次のとおりとする。

月曜日から金曜日まで 9時から21時まで

土曜日 9時から17時まで

ただし、学則第 19 条に定める春季休業，冬季休業及び学年末休業の期間にあつては，次のとおりとする。

月曜日から土曜日まで 9時から17時まで

2 前項の規定にかかわらず，医学図書館長が必要と認めるときは，開館時間を変更することができる。

3 開館時間以外の特別利用については，医学図書館長が別に定める。

(理工学図書館開館時間)

第7条 理工学図書館における開館時間は，次のとおりとする。

月曜日から金曜日まで 9時から22時まで

土曜日 10時から18時まで

ただし，休業期間にあつては，次のとおりとする。

月曜日から金曜日まで 9時から17時まで

2 前項の規定にかかわらず，理工学図書館長が必要と認めるときは，開館時間を変更することができる。

(利用者の厳守事項)

第8条 利用者は，次の各号に掲げる事項を厳守するものとし，違反した者は，退館させることがある。

(1) 静粛にすること。

(2) 図書その他の物品等を大切に取り扱い，汚損したり無断持出しをしないこと。

(3) 館内では飲食物の持込み及び喫煙をしないこと。

(4) その他他の利用者の迷惑になるような行為をしないこと。

2 前項第3号の規定にかかわらず，中央図書館長，医学図書館長及び理工学図書館長が特例として認めた場所は，飲食することができることとし，館内にその旨を掲示する。

(館外利用)

第9条 利用者は，その都度利用証を提示しなければならない。

2 中央図書館における図書の貸出しの冊数及び期間は，別表第1に定めるとおりとする。

3 医学図書館における図書の貸出しの冊数及び期間は，別表第2に定めるとおりとする。

4 理工学図書館における図書の貸出しの冊数及び期間は，別表第3に定めるとおりとする。

5 第2項，第3項及び前項の規定にかかわらず，中央図書館長，医学図書館長及び理工学図書館長が必要と認めるときは，貸出しの冊数及び期間を変更することができる。

6 学外者への貸出しは，一般図書のみとする。

(雑則)

第10条 この細則を閲覧に供するため，常時閲覧室に備え付けるものとする。

(細則の改廃)

第11条 この細則の改廃は，総合情報メディアセンター運営委員会の議を経て，総合情報メディアセンター長が行う。

附 則

1 この細則は，平成18年4月1日から施行する。

2 群馬大学総合情報メディアセンター図書館本館利用細則（平成17年4月1日制定），群馬

大学総合情報メディアセンター図書館医学分館利用細則（平成 17 年 4 月 1 日制定）及び群馬大学総合情報メディアセンター図書館工学部分館利用細則（平成 17 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第9条第2項関係）

利用者	冊数	期間
教職員	20冊以内	30日以内
大学院生	15冊以内	30日以内
学部学生	10冊以内	2週間以内
名誉教授	20冊以内	30日以内
学外者	5冊以内	2週間以内

別表第2（第9条第3項関係）

利用者	冊数	期間
教職員	5冊以内	2週間以内
大学院生	5冊以内	2週間以内
学部学生	5冊以内	2週間以内
名誉教授	5冊以内	2週間以内
学外者	2冊以内	2週間以内

別表第3（第9条第4項関係）

利用者	冊数	期間
教職員	10冊以内	2週間以内
大学院生	10冊以内	2週間以内
学部学生	12冊以内	2週間以内
名誉教授	10冊以内	2週間以内
学外者	5冊以内	2週間以内